

人権教育で求められる教師の知識・技能の検討

—岐阜県の人権教育を事例として—

兼松 里帆^{*1}・今井 亜湖^{*2}

本研究では、岐阜県の人権教育を行う教師に求められる知識・技能を明らかにし、人権教育の担い手を養成する教員養成課程ではどのような人権教育に関する知識・技能を育成すべきかを検討した。その結果、岐阜県の人権教育では様々な人権課題が扱われており、特に同和問題と、子ども達にとって身近な人権課題が多く扱われていることが明らかになった。また、岐阜県では人権教育の一環として「ひびきあい活動」が各校を取り組まれており、これから教師には「13の人権課題」に関する正しい知識のみならず、勤務校の実態を把握する力、「行動力」を育成する人権教育を行う指導力が求められていることが明らかになった。

〈キーワード〉 人権教育、教師の知識・技能、人権教育指導資料、文献調査

1. はじめに

文部科学省（2020）の「令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、小・中・高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は約61万件、児童生徒1,000人当たりの認知件数は46.5件、小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は317人、そのうち「いじめの問題」があった児童生徒は10人であったことが明らかになっている。いじめは、日本国内の主要な人権課題である「こども」の人権侵害の一つとしてあげられている。法務省のwebサイトによると、いじめの問題の根底には他人に対する思いやりや、いたわりといった人権尊重意識の希薄さがあり、この問題を解決するために、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養うことが重要であると示されている[1]。

現在、教育現場で取り組まれている人権教育は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」の第2条に示されている「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」に当たる。学校教育において、こうした人権教育を推進していくためには、人権に関する知識、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意

識・意欲・態度、そして人権感覚を育てるための基盤として、「全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級」を作り上げていくことが重視され、のために、一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要であると言われている（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2008）。この「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」が「人権感覚」と言える。人権感覚とは「人権の価値やその重要性にかんがみ、人権が擁護され、実現されている状態を感じて、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感じて、それを許さないとするような、価値志向的な感覚」と考えられている（人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 2008）。このような人権感覚を学校教育現場で行われる人権教育において身に付けることが求められていることから、こうした教育を担う教師は、都道府県単位で行われる研修などを通じて、人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒が自らの大切さが認められていることを実感できるような

*1 岐阜市立島小学校

*2 岐阜大学教育学部

Teacher Knowledge and Skills for Human Rights Education

— A Case Study of Human Rights Education in Gifu Prefecture —

環境づくりに努め、学校における人権教育を推進していくことが求められている。

学校教育現場で人権教育を行うために教師に求められる知識・技能については、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（2008）が作成した教員向け「人権教育の点検・評価アンケートの項目例」から確認することができる。この点検・評価アンケートは、「学年・学級経営」、「教科等指導」、「生徒指導、教育相談、進路指導」、「連携の取組」の4観点について、具体的な評価項目が示されている。例えば、学年・学級経営の観点では、「言語環境及び教室環境の適正化を図り、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物等の指導をしている。」といった評価項目が設定されており、この評価項目から、教師には言語環境や教室環境の適正化を図るための知識や技能、偏見や差別意識が生まれることのない言葉づかいや掲示物などについての知識が必要であることが想定できたが、これ以上の具体的な知識や技能まではわからなかった。

人権教育の視点から教師の知識・技能を検討している研究は少なく、教師ではなく、教員養成課程で学ぶ学生を対象とした研究として、山下（2010）は、人権についての確かな「理解」と「感覚」、そして参加体験型学習のスキル、ファシリテーターとしての素養を体得するために、教育学部選択科目「授業実践論 A」において松下一世の学習モデルを参考にしてカリキュラムを開発・実践している。この実践研究において学生に習得させようと考えられた知識・技能は、人権教育を行う教師に求められる知識・技能の一部と考えられる。

2. 研究概要

2.1. 研究目的と研究方法

以上のように、人権教育を行う教師に求められる知識・技能に関する知見は多く発表されていない。そこで、本研究では地域を限定して、岐阜県の人権教育を行う教師に求められる知識・技能を検討していく。

岐阜県の人権教育において教師に求められる知識・技能を明らかにするために、本研究では岐阜県教育委員会が年1回発行している人権教育のための指導資料（以下、指導資料）に注目し、その指導資料の記述内容から、(1)

扱われている人権課題、(2) 提供されている情報、の2点について分析する。

前者では、それぞれの指導資料で扱われている人権課題を分析することにより、教師に求められる人権課題に関する知識を明らかにできると考えた。後者では、人権教育を指導するために、指導資料において、教師に提供されている情報を分析する。この指導資料は、岐阜県において人権教育を指導するために教師にとって参考になると考えられる情報を、教育委員会が検討を重ねて作成されている。これらの資料で提供されている情報、つまりその記述内容を分析することで、岐阜県の人権教育を行う教師にどのような知識・技能が必要とされているかを明らかにできると考えた。

2.2. 研究対象

本研究が対象とする岐阜県教育委員会が発行している人権教育に関する指導資料は、第4集から、調査時点の最新号である第55集までの計51集である（第7集を除く）。第1集から第3集および第7集は、岐阜県教育委員会に保管されておらず、岐阜県の教育資料が収蔵されている岐阜県総合教育センター図書室にも収蔵されていなかったため、これら4集分の指導資料は分析対象から外した。

これらの指導資料の調査は、2020年10月に実施した。収集した各指導資料の記述内容をデジタル化した上で、上述した2つの視点より各指導資料の分析を行った。

2.3. 指導資料の概要

本研究の調査対象である指導資料は、すべて岐阜県教育委員会が発行しているが、指導資料の名称の変更は2回行われている。すなわち、第1集から第37集が「同和教育指導資料」、第38集から第47集が「人権同和教育指導資料」、第48集から第55集（調査時点の最新号）が「人権教育指導資料」という名称で発行されている。

以下では、調査対象である「同和教育指導資料」、「人権同和教育指導資料」、「人権教育指導資料」について概観していく。

(1) 同和教育指導資料

「同和教育指導資料」は、昭和41（1966）年度から平成12（2000）年度にかけて発行された資料である。なお、

昭和 49（1974）年度および昭和 50（1975）年度のみ、年 2 回発行されている。

この指導資料では、同和教育を「同和問題の解決を目指に置きながら、社会に存在するあらゆる差別をなくしていくための人権尊重の精神を基本とした教育」（第 31 集）とし、児童生徒に対して差別事象への「認識力」、「自己啓発力」、「行動力（実践的態度）」の 3 つの力を育成することを目指し、こうした教育活動を担う教員が参考となる情報を提供している。

以下では、同和教育指導資料第 4 集から第 37 集まで（第 7 集を除く）の各資料で扱われている主な内容を示す。

- ・第 4 集：「長期計画策定に対する答申」および同和教育の目的や意義
- ・第 5 集：同和問題の解説
- ・第 6 集：1972 年度より中学校社会科教科書に掲載される同和問題の指導上の問題点や留意点
- ・第 8 集：小学校社会科と同和教育
- ・第 9 集：小学校社会科における同和教育の指導事例
- ・第 10 集：学校経営、生徒指導における同和教育
- ・第 11 集：教科教育、特別活動、道徳教育における同和教育
- ・第 12 集：高等学校における同和教育とその指導事例
- ・第 13 集：高等学校社会科における同和教育
- ・第 14 集：小・中学校における同和教育の進め方
- ・第 15 集：道徳教育における同和教育および小学校道徳教育における同和教育の実践事例
- ・第 16 集：高等学校社会科地理・公民分野における同和教育
- ・第 17 集：高等学校国語科における同和教育とその指導事例
- ・第 18 集：小学校特別活動における同和教育およびその実践事例
- ・第 19 集：中学校特別活動における同和教育
- ・第 20 集～第 21 集：中学校社会科における同和教育の指導の構えと指導事例
- ・第 22 集：高等学校社会科現代社会分野における指導の構えと指導事例
- ・第 23 集：小学校社会科の具体的な指導

- ・第 24 集：国語科、社会科、特別活動、道徳を事例とした体系的な同和教育
- ・第 25 集：国語科、保健体育科を事例とした体系的な同和教育
- ・第 26 集：特別活動を事例とした体系的な同和教育
- ・第 27 集～第 28 集：社会科公民分野を事例とした同和問題の指導
- ・第 29 集：同和教育の観点をふまえた、朝の会、帰りの会、登下校における指導
- ・第 30 集：同和教育の観点をふまえた、教科教育、特別活動、部活、給食、清掃、休み時間における指導
- ・第 31 集：同和教育の観点をふまえた、国語科、生活科、技術科、家庭科における指導のあり方
- ・第 32 集～第 34 集：小・中・高等学校の発達段階をふまえた教育活動全体を通した同和教育
 - 第 32 集事例：理科、体育科、保健体育科
 - 第 33 集事例：算数・数学科、図画工作科、美術科
 - 第 34 集事例：家庭科、音楽科
- ・第 35 集～第 37 集：平成 10 年度～平成 12 年度の取り組み「社会科・地理歴史科（歴史）における生きる力をはぐくむ同和教育」の紹介

（2）人権同和教育指導資料

「人権同和教育指導資料」は、「生きる力をはぐくむ人権同和教育」をテーマに掲げた人権同和教育に関する指導資料であり、平成 13（2001）年度から平成 22（2010）年度まで発行された。

岐阜県の人権教育の啓発・推進を担う「岐阜県同和教育協議会」が、2001 年に「岐阜県人権同和教育協議会」と名称変更し、それに伴い、「同和教育指導資料」も「人権同和教育指導資料」と名称を変更した。

人権同和教育は、「同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の 3 つの力を育成し、確かな人権感覚が身に付くことを目標とする教育活動」（第 40 集）のことであり、この教育活動では同和問題だけではなく、様々な人権問題が扱われるようになった。

以下では、人権同和教育指導資料第 38 集から第 47 集までの各資料で扱われている主な内容を示す。

- ・第 38 集～第 39 集：小学校の道徳教育、学級活動、中

学校の学級活動、高等学校のホームルーム活動の実践 例

- ・第 40 集～第 41 集：総合的な学習の時間における生きる力をはぐくむ人権同和教育の指導計画および授業展開例
- ・第 42 集～第 44 集：社会科、地理・歴史・公民科における生きる力をはぐくむ人権同和教育の単元編成および授業展開例
- ・第 45 集：国語科、生活科、技術・家庭科における生きる力をはぐくむ人権同和教育の単元編成および授業展開例
- ・第 46 集：理科、体育科、保健体育科、外国語科における生きる力をはぐくむ人権同和教育の単元編成および授業展開例
- ・第 47 集：数学科、図画工作科、美術科、家庭科における同和教育の観点および認識力・自己啓発力・行動力の育成

(3) 人権教育指導資料

指導資料は平成 23 年度および平成 24 年度は発行されておらず、平成 25 (2013) 年度から「人権教育指導資料」として発行された。人権教育指導資料は、岐阜県で取り組んでいる「ひびきあいの日」、「ひびきあい活動」の先進的な取組を行っている学校の事例を主に紹介している。

「ひびきあいの日」は、平成 18 (2006) 年度から岐阜県内全ての公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、人権教育における行動力の育成を主とする目的とし、人権週間（12 月 4 日～8 日）のうち、各校が設定する日に、同和問題をはじめとする人権問題について、学校や地域の実態に応じた取組が毎年実施された。しかし、平成 30 (2018) 年度からは、各学校が設定した日のみの取組ではなく、日頃から家庭・地域と連携しながら意図的・計画的な取組へと充実させるために「ひびきあい活動」と名称を変更し、毎年取り組まれている（岐阜県人権教育協議会 2018）。

人権教育指導資料第 48 集から、調査時点の最新号である第 55 集までの主な内容は、ひびきあいの日・ひびきあい活動における取組事例の紹介であり、1 集あたり、幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 2 校、高等学校 1 校、特別支援学校 1 校を紹介している。

3. 結果および考察

指導資料の記述内容の分析にあたり、昭和 44 年度から平成 12 年度までの「同和教育指導資料」として発行された時期を「第 1 期」、平成 13 年度から平成 22 年度までの「人権同和教育指導資料」として発行された時期を「第 2 期」、平成 25 年度からの「人権教育指導資料」として発行された期間を「第 3 期」とし、期間ごとの指導資料の傾向を分析視点ごとに明らかにすることとした。これは、指導資料の名称の変更に伴い、岐阜県の人権教育で重視する内容が変化していると考えたからである。

以下では、指導資料の記述内容の分析視点「(1) 扱われている人権課題」と「(2) 提供されている情報」の 2 点について、分析結果をそれぞれ述べる。

3.1. 指導資料で扱われている人権課題

岐阜県 (2018) は「岐阜県人権施策推進指針（第 3 次改定）」において、岐阜県として取り組むべき人権課題を、「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「インターネットによる人権侵害（以下、インターネット）」、「感染症患者」、「刑を終えて出所した人」、「犯罪被害者等」、「性的指向、性自認を理由とする偏見・差別を受ける人（以下、LGBT）」、「災害に伴う人権課題」（以下、災害）、「その他の人権課題」と設定している。「その他の人権課題」としては、労働者、ホームレス、アイヌの人々といった人々に関する人権問題、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引が例としてあげられている。本研究では、上述した 13 の人権課題が各指導資料で扱われているかを分析することにした。

表 1 は、各期の指導資料で扱われた人権課題の割合を示したものである。なお、表 1 の「その他」には、「その他の人権課題」だけでなく、人権課題全般にわたる内容も含まれている。

表 1 より、第 1 期の指導資料、すなわち同和教育指導資料では同和問題がすべての指導資料（33 集分）で扱われていた。それ以外に扱われていた人権課題は、女性、障がい者がそれぞれ 3%，その他が約 33% であり、第 1 期は同和問題を中心とした人権教育が行われていたと考えられる。第 1 期の「その他」には、「アイヌの人々」や「ホームレス」といった人権課題ではなく、人権感覚に

表1 指導資料で扱われている人権課題(%)

人権課題	第1期 (N=33)	第2期 (N=10)	第3期 (N=8)
女性	3%	40%	25%
子ども	0%	30%	100%
高齢者	0%	60%	88%
障がい者	3%	90%	63%
同和問題	100%	100%	100%
外国人	0%	50%	63%
インターネット	0%	40%	75%
感染症患者	0%	50%	50%
刑を終えて 出した人	0%	0%	0%
犯罪被害者等	0%	20%	0%
LGBT	0%	10%	25%
災害	0%	10%	38%
その他	33%	50%	88%

関する内容や人権そのものに関する内容、つまり人権課題全般にわたる内容が分類された。例えば、第6集の「友人・平等」を題材とした道徳の指導事例、第15集の「友情」や「人間を尊重する精神」などを学ぶ道徳の指導事例は、「その他」に分類されている。

第2期の人権同和教育指導資料では、第1期同様、同和問題はすべての指導資料（10集分）で扱われていた。第1期と大きく異なるのは、多様な人権課題が扱われるようになった点である。具体的には、第1期の指導資料では「障がい者」が3%、「高齢者」、「外国人」、「感染症患者」にいたっては全く扱われていなかったが、第2期の指導資料では、「障がい者」が90%、「高齢者」が60%、「外国人」、「感染症患者」はそれぞれ50%という結果であったことから、社会、地域、学校の実態に則した人権課題を学校教育でも扱わなければいけない状況になったことが、こうした指導資料の内容の変化に反映されていると考えられる。なお、第2期の「その他」は、第1期と同様に人権感覚に関する内容、つまり人権課題全般に関連する内容が分類されたが、その他の人権課題の一つである「アイヌの人々」に関する指導事例も分類された。この点は第1期と異なっている点である。

第3期の人権教育指導資料全8集では、人権課題の「子

ども」や「同和問題」はすべての指導資料で扱われており、それ以外の人権課題が扱われていた指導資料の割合は、「高齢者」88%、「インターネット」75%、「障がい者」、「外国人」がそれぞれ63%、「感染症患者」50%であった。「その他」は88%であった。その一方、「刑を終えて出した人」、「犯罪被害者等」について扱っている指導資料は確認できなかった。第3期では、第1期、第2期と同様に、同和問題が全ての指導資料で扱われていた。第3期開始の前年度（平成24年度）に岐阜県教育委員会（2012）が作成した『人権教育の手引』によると、同和問題は岐阜県の人権教育の重要な柱として位置づけられており、こうした姿勢は人権教育指導資料でも踏襲されていると言える。また、第2期同様、多様な人権課題が扱われていることが明らかになった。例えば、第2期では30%だった「子ども」がすべての指導資料で扱われていた。第2期では60%だった「高齢者」もほとんどの指導資料で扱われており、第2期では40%だった「インターネット」は75%の指導資料で扱われていた。また、第2期で半数以上の指導資料で扱われていた人権課題は「同和問題」、「障がい者」、「高齢者」、「外国人」、「感染症患者」の5つであったが、第3期ではこれに加えて「子ども」、「インターネット」の計7つの人権課題が半数以上の指導資料で扱われており、学校教育において扱われる人権課題の種類が多くなっていることが分かる。第3期のみの傾向としては、子どもたちにとって身近な人権課題の取り扱われる頻度が増えていることである。子ども自身に関する人権課題である「子ども」や、日常生活で関わっている子どももいると考えられる「高齢者」、地域によっては身近な存在である「外国人」、学校や日常生活で子どもたちが利用している「インターネット」などである。

以上の結果より、第1期では「同和問題」が主な人権課題として扱われていたが、第2期および第3期では「同和問題」だけでなく、様々な人権問題が扱われるようになっていることが明らかになった。これは、第2期の人権同和教育の定義「同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力の3つの力を育成し、確かな人権課題が身に付くことを目標とする教育活動」（第40集）、第3期で行われた人権教育の定義「これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏ま

え、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう学校教育及び社会教育において行われる教育活動」より、岐阜県の人権教育では同和問題を重要な柱として位置づけた上で、それ以外の様々な人権課題にも取り組むことが明示されたことが指導資料で扱う内容にも影響を与えたと考えられる。

よって、指導資料で扱われている人権課題の分析より、第1期では扱われた人権課題が「同和問題」のみであったため、教師は「同和問題」に関する知識やその指導に資する知識・技能の修得が求められたと考えられる。しかしながら、第2期以降は同和問題以外の人権課題も扱われるようになり、特に第3期では子ども達にとって身近な人権課題が扱われるようになったため、様々な人権課題、特に子ども達にとって身近な人権課題に関する知識やそれを授業で指導するための知識・技能が求められるようになったと考えらえる。

3.2. 指導資料で提供されている人権教育に係る情報

次に、指導資料で提供されている情報を、各指導資料の記述内容から分類したところ、3種類の情報に大別することができた。すなわち、同和教育、人権同和教育、人権教育について説明している情報である「①正しい理解を促すための情報」、同和教育、人権同和教育、人権教育の指導方法に関する情報である「②指導方法に関する情報」、同和教育、人権同和教育、人権教育を行うための教材に関する情報である「③教材に関する情報」である。

上記の分類をもとに、各指導資料の記述内容を再度分析した。その結果を表2に示す。

表2より、第1期の同和教育指導資料、第2期の人権同和教育指導資料、第3期の人権教育指導資料とともに、「①正しい理解を促すための情報」がすべての資料にお

いて提供されていた。「②指導方法に関する情報」は、第1期以外はすべての指導資料で提供されていた。「③教材に関する情報」については、第2期はすべての指導資料で提供されていたが、第1期と第3期はほとんどの資料で提供されていないことが明らかになった。これらの結果について、さらに具体的に見ていく。

第1期の指導資料第8集では、「同和地区だけが同和教育を行えば良い」という考えの教師が多いことが指摘されており、こうした考え方を持つている教師の意識改革を促すためには同和教育に関する正しい知識を提供し、同和教育に対する正しい理解を促す必要があると述べられている。意識は一朝一夕では変えられないため、第1期の指導資料では同和教育に関する正しい知識や正しい理解を促すための情報、すなわち「①正しい理解を促すための情報」に該当する内容が毎号掲載されたと考えられる。また、意識を改革しても同和問題を指導するための知識や技能がなければ、子どもたちに指導を行うことができないため、これが「②指導方法に関する情報」が頻繁に提供されていた理由と考えられる。一方、「③教材に関する情報」が提供されていた指導資料は12%とどまっており、第1期に人権教育を行っていた教師は、同和問題に対する正しい理解を促すための情報と、指導方法に関する情報だけ提供すれば人権教育を行うことができたため、教材に関する情報を提供する必要はなかった、あるいは「①正しい理解を促すための情報」そのものが教材としても活用できた、のいずれかがその要因と考えられる。

第2期では「①正しい理解を促すための情報」、「②指導方法に関する情報」、「③教材に関する情報」の3種類の情報がすべての指導資料で提供されていた。これは、第2期から始まった人権同和教育がこれまでの同和問題だけでなく、様々な人権課題を扱うことが求められたため、3種類の情報が全ての指導資料で提供されたと考えられる。第2期では「生きる力をはぐくむ人権同和教育」というテーマで人権同和教育に関する説明が全集で提供されており、全ての教師に人権同和教育についての正しい理解が求められたことが分かる。加えて、人権同和教育からはその教育目標として培いたい「3つの力」が明らかにされたことで、この教育目標を達成するためにどのような指導を行うかを全ての教師に理解してもらうために、「②指導方法に関する情報」および「③教材に関する情

表2 提供されている情報の分析結果

	第1期 (N=33)	第2期 (N=10)	第3期 (N=8)
①正しい理解を促すための情報	100%	100%	100%
②指導方法に関する情報	76%	100%	100%
③教材に関する情報	12%	100%	25%

報」が第2期の指導資料すべてに載せられたと推測される。これらの内容を確認したところ、指導資料そのものが教材として用いることができるようになっているものもあり、指導資料そのものにも教師が人権同和教育に取り組みやすくなるような工夫が見られた。

第3期では、第2期の人権同和教育指導資料と同様に「①正しい理解を促すための情報」、「②指導方法に関する情報」がすべての指導資料で提供されていた。第2期と第3期の違いは、人権教育指導資料が平成18(2006)年度から岐阜県内全ての公立の園・学校で行われている取組「ひびきあいの日」(平成30年度に「ひびきあい活動」に名称変更)を紹介している点にある。この取組の目標として掲げられている「行動力」とは、日常生活の中の人と人とのかかわりにおける差別的事象に対して正しく行動することができる力である。第3期の「①正しい理解を促すための情報」は、「行動力の育成」と『ひびきあいの日』の育成」というテーマで人権教育に関する説明が行われており、それが該当する。また、「ひびきあい活動」の取組に学校間で差が生まれないようにするために「②指導方法に関する情報」が全ての指導資料に掲載されており、これによって各園・校の「ひびきあい活動」の充実を図ったのではないかと考える。この「②指導方法に関する情報」である「ひびきあい活動」の紹介に紙面が割かれたため、結果的に「③教材に関する情報」の提供が少なくなったと考えられる。

4. 岐阜県の人権教育において教師に求められる知識・技能

4.1. 教師に求められる知識・技能

本節では、3.1で明らかにした指導資料で扱われている人権課題や、3.2で明らかにした指導資料で提供された情報から、岐阜県の人権教育を担う教師にはどのような知識・技能が求められるのかを考察する。

3.1では各指導資料で扱われている人権課題を分析した結果、同和教育指導資料では同和問題を中心に扱われていたが、人権同和教育指導資料からは扱われる人権課題の種類が増え、人権教育指導資料では、岐阜県の人権教育の重要な柱である同和問題以外だけでなく、子どもたちにとって身近な人権課題が積極的に扱われていることが明らかになった。また、3.2では指導資料で提供されて

いる情報を3つに分類し、その分類から各指導資料で扱われている情報を分析したところ、「①正しい理解を促すための情報」がすべての指導資料で提供されており、その内容を確認したところ、人権課題に関する情報だけではなく、人権教育に関する情報も含まれていた。

以上より、岐阜県の人権教育を担う教師は、13の人権課題に関する正しい知識および人権教育に関する知識が求められていることが分かる。さらに、第3期からは岐阜県の公立の各園・校で毎年行われている取組「ひびきあい活動」に関する情報が中心となっており、各園・校の実態や地域の実情に則した人権教育の事例を岐阜県内で共有するによって、勤務校やその地域の実態に則して、子ども達にとって身近な人権課題とは何かを判断する力、その人権課題に関する正しい知識を与える人権教育を行う力だけではなく、その人権課題をもとに行動力を育成する人権教育を行う力が求められていると考えることができる。さらに、人権教育指導資料に掲載されている指導事例から学び、人権教育を行っていく力が求められていると考える。

4.2. 岐阜大学教育学部における人権教育の現状と課題

本節では、岐阜県の教員養成を目的としている岐阜大学教育学部生全員が履修する科目において人権に関する記載があるかを、2020年度のwebシラバスに掲載されている情報から明らかにする。そしてwebシラバスにおいて人権に関する記載が確認された科目において、3章で明らかになった知識・技能を扱っているかを検討する。この検討結果より、岐阜県の人権教育の担い手を育成している岐阜大学教育学部ではどのような人権教育が行われており、今後どのような人権教育を行うべきかを考察する。

岐阜大学教育学部の学生全員が履修する科目は、「小学校教員免許に関する科目」、「教育の基礎的的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」の教職リサーチ、そして「教養科目」である。

「小学校教員免許に関する科目」とは、教科及び教科の指導法に関する科目のことである。教科に関する科目、教科の指導法に関する科目ともに各10科目開講されてい

るが、これらの web シラバスの掲載情報からは人権に関する記載は確認できなかった。「岐阜県人権教育基本方針」には、「人権教育は学校教育及び社会教育で行われる教育活動である」と示されており[2]、人権教育は学校教育の全ての時間で行うべきであると考えられている。しかししながら、岐阜大学教育学部の「小学校教員免許に関する科目」では、人権教育については扱われておらず、これらの科目では教科教育において人権教育を実施するためには必要な知識・技能の習得は行われていないと言える。

「教育の基礎的理解に関する科目」には、「教育学概論」、「教職論（教職トライアル）」、「教育経営論」、「教育・学校心理学」、「特別支援教育論」、「カリキュラム論」が含まれる。これらの科目では「教育経営論」において「権利保障」が扱われていることが分かった。

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」としては「道徳の理論及び指導法」、「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」、「教育方法学・技術」、「生徒指導の理論と方法」、「幼児理解と教育相談」、「教育相談及び進路指導」が開講されている。これらの科目のシラバスにおいて人権に関する記載は確認できなかった。

「教育実践に関する科目」は、「教育実習」と「教職実践演習」である。「小学校教育実習」および「中学校教育実習」のシラバスでは、不登校やいじめの問題といったキーワードが確認され、これより人権に関する記載があつたと判断した。

「大学が独自に設定する科目」に関するシラバスにおいては、人権に関する記載は確認できなかった。

「教養科目」としては、「情報教育」、「人権」、「外国語コミュニケーション」が開講されており、人権に関する記載がシラバスで確認できたのは「人権」のみである。この「人権」という科目では、どのような内容が扱われているかを以下で詳述する。

人権教育は学校教育の全ての時間で行うことが求められており、教師は授業以外の場面でも取り組んでいかなければならぬ。しかし、岐阜大学教育学部の学生全員が履修する科目のシラバスを分析した結果、人権感覚や人権教育について触れている科目は数科目しかなく、岐阜大学教育学部においては教員養成段階で人権および人権

教育について学ぶ機会は限定されている。その中で教養科目「人権」は人権や人権教育について学ぶことができる数少ない学習機会であると言える。

「人権」の web シラバスによると、この科目の到達すべき目標は次の 3 点である。

- ・現代の人権の問題をさまざまな角度から概観し、教員として必要な知識と識見を得る。
- ・教育委員会等からのゲストスピーカーによる講義を通して、岐阜県の教育現場における人権および人権教育の一端に触れる。
- ・多角的な観点からの講義を受講することで、錯綜した現実を正確にみる立ち位置を獲得し、自分なりの価値観を構築する一歩とする。

その講義内容は、「各人権課題について詳しく学ぶこと」、「学校と人権課題についての関わりについて学ぶこと」となっているが、シラバスからは人権教育を学ぶための時間が十分確保されていると判断することはできなかった。また、人権教育は各都道府県で特徴ある教育が行われているため、教育委員会等からのゲストスピーカーによる講義において岐阜県における人権教育について学ぶ機会はあるかもしれないが、シラバスからは、このような情報を読み取ることはできなかった。

以上の web シラバスによる調査結果から、岐阜大学教育学部の全ての学生が受講する科目においては、人権や人権課題、あるいは人権教育について学ぶ機会は少なく、前章で考察した岐阜県の人権教育を担う教師に求められる知識や技能を習得する機会は十分に提供されているとは言い難い状況であることが明らかになった。

岐阜大学教育学部で学ぶ学生の大半は、岐阜県の教員となり、岐阜県の人権教育の担い手となるため、人権教育については教員養成段階から学んでいく必要があると考える。特に、岐阜県では行動力を育成するために公立の各園・校では「ひびきあい活動」という取組が毎年行われているため、人権教育の意義やその内容、そして行動力を育成するための人権教育について理解するだけでなく、こうした人権教育の実践を行う力も必要となる。よって、岐阜大学教育学部で学ぶ学生には、人権課題と人権教育に関する正しい知識を学び、こうした知識をもとに人権教

育を行うことができる力の育成が求められていると考える。

5. おわりに

本研究は、岐阜県の人権教育を行う教師に求められている知識・技能を、岐阜県教育委員会が年1回発行している人権教育に関する指導資料の記述内容から検討した。その結果、(1)学校の実態や地域の実情を知り、子ども達にとって身近な人権課題とは何かを判断する力、(2)その人権課題に関する正しい知識を与える人権教育を行う力、(3)その人権課題をもとに行動力を育成する人権教育を行う力、が求められていると考察した。

こうした力を持った教師が岐阜大学教育学部で養成されているかを検討するために、webシラバスの内容を分析したところ、人権や人権教育について学ぶ機会が提供されている科目は複数確認できたが、上述した力を育成するまでには至っていないと判断した。

岐阜県の公立の園・校では「ひびきあい活動」として人権教育に毎年取り組んでいるため、岐阜県の人権教育の担い手となる岐阜大学教育学部の学生には、人権課題および人権教育について学ぶ機会、行動力を育成する人権教育を行う力を育成する機会が必要だと考える。

本研究は、岐阜県教育委員会が発行している人権教育に関する指導資料に注目して、岐阜県の人権教育の担い手である教員に求められる知識や技能を検討したが、これらが実際の教育現場において求められている知識・技能であるかまでは検証することができなかった。これについては、今後の課題とする。

注

- [1] 法務省の啓発活動 web ページ「子どもの人権を守りましょう」http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html (2021.3.16 参照)
- [2] 岐阜県人権教育基本方針、<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/169529.pdf>(2021.12.14 参照)

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/169529.pdf>(2021.12.14 参照)

謝辞

岐阜県の人権教育に関する様々な情報を提供してくださった岐阜県教育委員会学校支援課の児山耕生先生、岐阜県の人権教育指導資料の調査に協力してくださった岐阜県総合教育センター図書室および岐阜県人権教育委員会の皆様にこの場を借りて深く御礼申し上げます。

付記

本稿は、兼松里帆（2021）「人権教育で求められる教師の知識・技能の検討」令和2年度岐阜大学教育学部卒業論文を再編したものである。

参考文献

- 岐阜県(2018)岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）,
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/121621.pdf> (2020.1.13 参照)
- 岐阜県人権教育協議会（2018）平成30年度「ひびきあい活動」実施要項、平成30年度第2回岐阜県人権教育協議会（全体会）配布資料
- 岐阜県教育委員会（2012）人権教育の手引、
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/168467.pdf> (2020.1.13 参照)
- 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議（2008）人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm (2020.1.13 参照)
- 文部科学省（2020）令和元年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf (2021.3.16 参照)
- 山下隆章（2010）教員養成にかかる人権感覚醸成のためのカリキュラム構成について、香川大学教育実践総合研究、21, pp.1-14